

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
10月6日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
 - 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....
- 公告
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....



山口県告示第三百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
花のまち上関薬局	熊毛郡上関町大字室津五五二の九	平成二七、八、三一

山口県告示第三百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
萩市国民健康保険むつみ診療所	萩市大字吉部上三一七四の二	平成二七、七、一
萩市国民健康保険弥富診療センター	大字弥富下三九九五	〃
萩市国民健康保険川上診療所	川上四五〇二の二	〃
萩市国民健康保険明木診療所	大字明木二九三七の一	〃
萩市国民健康保険福川診療所	大字福井下三九九四の一	〃
大正堂薬局	大字浜崎町二七七	〃
ナカモト薬局	大字江崎一一〇の一	〃
ウォンツ西岩国薬局	岩国市錦見六丁目一四番三四号	九、九、〃
花のまち上関薬局	熊毛郡上関町大字室津五五二の九	〃

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
株式会社愛優会	宇部市大字船木一〇一七の三	訪問看護ステーション未来	宇部市大字船木一〇一七の五	平成二七、八、一
医療法人扶老会	八三三	訪問看護ステーションケアヒル	八三三	九、〃
		ズ扶老会		〃

山口県告示第三百五十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

防府市加入 防府市大字江泊五〇七の二区 〃 〃 四五一の二 飯田 章 大和多 進

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
防府市加入 平成二十七年十月六日から同月二十日まで 山口県漁業協同組合

山口県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 一般国道
路線名 一九一号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
長門市油谷伊上字浦開作一六七九の 一地区から 同市油谷伊上 同字一六八一の三地 先まで	最狭 一一・四〇	最狭 一四・四〇	一〇八・二	一〇八・二	

平成二十七年十月六日印刷
平成二十七年十月六日発行

発行人所 山口県庁
山口県知事

山口県告示第三百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡田布施町大字下田布施字飾り八七三の三及び九〇四の七	六・〇	四四・七	平成二七、九、一七



(二八四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年十月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市望町一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市銀座二丁目一〇番地の一
株式会社大丸